

沼津工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針

平成 30 年 5 月 30 日
自己点検・評価委員会決定
令和 3 年 4 月 1 日
自己点検・評価委員会改正

1. 趣旨・目的

本校は、教育理念「人がらのよい優秀な技術者となって世の期待にこたえよ」のもとに、教育目標として「豊かな人間性を備え、社会の要請に応じて工学技術の専門性を創造的に活用できる技術者の育成を行い、もって地域の文化と産業に寄与すること。」を掲げ、優秀な技術者を卒業生として送り出すとともに、静岡県東部地区唯一の工科系高等教育機関として、地域社会への貢献に努めている。

これを確実に実施しつつ本校の発展・向上を図るためには、教育、研究、社会連携や管理運営の継続的な点検評価及び改善が不可欠である。

本基本方針は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価並びに独立行政法人国立高等専門学校機構中期計画等の策定及び評価に関する規則第 7 条第 1 項に規定する事業年度毎の評価（以下「自己点検・評価」という。）に対応するため、「沼津工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」（以下「規則」という。）第 2 条に基づき、本校が実施する自己点検・評価の指針を示すものである。

2. 実施体制

規則第 3 条に定める自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）は、運営会議とし、委員会を中心に関係組織の協力を得て、本校における自己点検・評価を実施する。

3. 実施方法

- (1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が作成する「高等専門学校評価基準（機関別認証評価）」基準 1～8 の点検項目、独立行政法人国立高等専門学校機構中期計画及び年度計画に基づく実施項目並びに日本技術者教育認定基準について、業務改善 PDCA サイクルを構築（実施計画等の策定）し、自己点検・評価を行う。
- (2) 教育に関する項目のうち、3 つのポリシー（DP、CP、AP）については、重点事項として教育システム改善 PDCA サイクルを構築（実施計画等の策定）し、自己点検・評価を行う。
- (3) 自己点検・評価委員会は、毎年度の自己点検・評価の実施並びに結果に関する報告書を取りまとめ、本校公式 Web サイトにて公表する。